

居宅介護支援 重要事項説明書

この説明書は、居宅介護支援の契約にあたってご利用者やご家族の方に知っていただきたい重要な事項を記載したものです。

1) 当事業所の概要

居宅介護支援事業所	医療法人愛生会 兼松病院
所在地	徳島県鳴門市撫養町齊田字大堤54
指定事業所番号	3610210043
開設年月日	平成12年4月1日
連絡先	088-685-4537
緊急時の連絡先	088-685-4537
営業日：時間	月、火、水、木、金、土(祝日及び12/31～1/3を除く)8時30分～17時15分
通常事業の実施地域	鳴門市・板野郡全域
事業の目的 運営方針	<p>(1)事業者「居宅介護支援事業者」は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。</p> <p>(2)居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。</p> <p>(3)居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することがないように、公正中立に行います。</p> <p>(4)居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に充分配慮いたします。</p> <p>(5)事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービスの変更、事業者への連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p> <p>(6)前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成し、保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。</p>

2) 当事業所の職員体制

	常勤	職務内容
管理者	1名	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
介護支援専門員(管理者含む)	1名以上	指定居宅介護支援の提供に当たる。

3) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
①居宅サービス 計画の作成	別紙に掲げる「居宅 介護支援業務の実 施方法等について」 を参照ください。	左の①～⑦の内容 は、 居宅介護支援の 一連業務として、 介護保険の対象 となるものです。	自己 負担 は あ り ま せ ん 。	介護保険適用となる 場合には、利用料を支 払う必要がありませ ん。 (全額介護保険により 負担されます。)
②居宅サービス事業 者との連絡調整				
③サービス実施 状況把握、評価				
④利用者状況の 把握				
⑤給付管理				
⑥要介護認定申請に 対する協力、援助				
⑦相談業務				

4) 利用料

(1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領) ご利用者の自己負担はありません。

※ただし、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、介護保険法の法定料金をお支払いください。

(2) 通常の実業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費等については、実費を徴収します。

5) 事故発生時の対応方法について

ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにを行います。但し、当事業所に故意・過失が無い場合はこの限りではありません。

緊急時連絡先

	ご家族様氏名	続柄	電話番号
①			
②			
③			

6) 損害賠償

以下の内容で損害賠償保険に加入しています。利用者に対して賠償すべきことが起きた場合には、誠実に対応するとともに、契約書第11条に基き損害賠償いたします。

保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険種別	賠償責任保険
賠償できる事項	サービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、ご利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合

7) 個人情報の保護について(秘密保持)

ご契約者・ご家族等に関する個人情報について、下記記載の内容で、必要最小限の範囲内で使用いたします。当事業所は、ご利用者にサービスを提供する上で知り得た情報は第三者に漏らすことはありません。また、契約期間外においても第三者に漏らしません。

- ・介護保険サービスを円滑に提供するために実施するサービス担当者会議のため
- ・介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等との連絡調整及びサービス事業者間の連絡調整のため
- ・サービス提供困難時の事業者間の連絡、照会等のため
- ・利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡するため
- ・利用者の心身の状況などを家族に説明するため
- ・介護保険事務に関する情報提供のため
- ・指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときや、その他必要と認める時は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認める時に、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するため

8) 苦情及び相談

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記の相談窓口、もしくはお住まいの都道府県・市町村役場等の介護保険担当窓口まで、お気軽にご相談・お問い合わせください。

(苦情相談窓口) 連絡先、担当者

医療法人 愛生会 兼松病院 居宅介護支援事業所	TEL 088-685-4537	担当 管理者 田邊 由佳
鳴門市役所 健康福祉部 長寿介護課	TEL 088-684-1175	
徳島県国民健康保険団体連合会	TEL 088-666-0117	

9) 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

(虐待相談窓口) 連絡先、担当者

医療法人 愛生会 兼松病院 居宅介護支援事業所	TEL 088-685-4537	担当 福島 徹也
鳴門市役所 健康福祉部 長寿介護課	TEL 088-684-1175	
徳島県国民健康保険団体連合会	TEL 088-666-0117	

10) 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

11) その他

職員に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮いただきますようお願いいたします。

「居宅介護支援業務の実施方法等について」

1 居宅サービス計画の作成について

ご利用者のご家庭を訪問し、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービスおよび、その他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下、「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。また、指定居宅サービス事業者の選定・推薦に際して介護支援専門員は利用者のニーズを踏まえつつ指定居宅サービス事業者の選定・推薦に際して介護支援専門員は利用者のニーズを踏まえつつ公正中立に行います。

2 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者及び、その家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

3 居宅サービス計画の変更

・ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または指定居宅サービス事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

4 公平中立なケアマネジメントの確保

- ・ご利用者に対して、ケアプランに位置づける指定居宅サービス事業所について、複数の事業所紹介の求めに応じます。
- ・ケアプランに位置づけた指定居宅サービス事業所の選定理由の求めに応じ、理由を説明いたします。
- ・ご利用者に前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び前6ヶ月に作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行います。

5 介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅に置いて日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は、ご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行います。

6 給付管理について

事業者は居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月の給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

7 要介護認定等の協力について

事業者はご利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

事業者は、ご利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

8 居宅サービス計画等の情報提供について

ご利用者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合には、ご利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、ご利用者の申し出により、居宅サービス計画などの情報の提供に誠意を持って応じます。

9 秘密保持について

事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

10 記録保持について

ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご利用者またはその家族に対し、記録・書類の閲覧、謄写に応じます。

指定居宅介護支援サービス提供の開始に際して、重要事項説明書の説明を行いました。

事業者 住所：徳島県鳴門市撫養町齊田字大堤54

法人名：医療法人 愛生会

代表者：理事長 兼松 晴彦 印

事業所名：医療法人 愛生会 兼松病院

説明者氏名： _____ 印

- ・ ケアプランに位置付ける指定居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができること、指定居宅サービス事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができることについて説明を受け、理解しました。
- ・ 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、及び前6ヶ月に作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものについて書面にて説明を受け、理解しました。
- ・ 私及び、契約者、家族等に関する個人情報について、当事業者が個人情報を必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

年 月 日

住所 _____

利用者 _____ 印

利用者家族
の代表 _____ 印

_____ (続柄)

電話番号 () _____